

一般事業主行動計画行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年10月1日 ～ 令和7年9月30日までの 5年間
2. 内容 男性の子育て目的の休暇の取得促進

目標1：男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

<対策>

- 令和2年10月～ 育児休業取得促進のための検討開始
- 3年10月～ 育児・介護休業規程の改正案の策定、改正
- 3年11月～ 育児介護休業規程及び育児休業制度の周知や勉強会の実施

目標2： 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

<対策>

- 令和2年10月～ 育児・介護休業規程の改正の検討開始
- 3年10月～ 育児・介護休業規程の改正案の策定、改正
- 3年11月～ 改正育児・介護休業規程の施行、職員への周知

社会福祉法人サマリヤ

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 7年 9月 30日

2. 当社の課題

課題1： 非正社員の育成・登用が進んでいない

3. 目標

・ 非正社員から5人以上、正社員への登用をする

4. 取組内容と実施時期

取組1： 非正社員を対象とした正社員への雇用転換を推進する取組を実施する

- 令和 4年 4月～ 非正規から正職員への転換要件を策定し、職員に周知する。
必要な研修を実施する。
- 令和 5年 4月～ 転換を実施する。
- 令和 5年 10月～ 転換職員の勤務実績等を分析し、次年度以降の転換計画を策定する。